

(第 27 号議案)

【第 1 条】 中野区子どもの医療費の助成に関する条例新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| 第 1 条・第 2 条 (略)<br>(対象者)  | 第 1 条・第 2 条 (略)<br>(対象者)   |
| 第 3 条 (略)   | 第 3 条 (略)  |
| 2 前項の規定にかかわらず、保護する子どもが次の各号のいずれかに該当する保護者は、対象者とし<br>ない。   | 2 前項の規定にかかわらず、保護する子どもが次の各号のいずれかに該当する保護者は、対象者とし<br>ない。  |
| (1)・(2) (略)   | (1)・(2) (略)  |
| (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されているとき。 | (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親に委託されているとき。 |
| 第 4 条～第 11 条 (略)  | 第 4 条～第 11 条 (略)   |
| 付 則 (略)   | 付 則 (略)  |
| 別表 (略)  | 別表 (略)   |

【第 2 条】 中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| 第 1 条 (略)<br>(定義)  | 第 1 条 (略)<br>(定義)   |
| 第 2 条 (略)  | 第 2 条 (略)   |
| 2 (略)  | 2 (略)   |
| 3 この条例において「養育者」とは、前項各号に掲げる児童で父又は母が監護しないものを養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)者であって、父母並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 4 に規定する里親以外のものをいう。 | 3 この条例において「養育者」とは、前項各号に掲げる児童で父又は母が監護しないものを養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)者であって、父母並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親以外のものをいう。 |
| 4 (略)  | 4 (略)   |
| 第 3 条～第 12 条 (略)   | 第 3 条～第 12 条 (略)  |
| 附 則 (略)  | 附 則 (略)   |

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。